

勧誘方針

自動車共済・自賠責共済の販売・勧誘（普及・推進）にあたって

当組合は、共済の「相互信頼」「相互扶助」の基本理念に基づいて、組合員・利用者の皆様の財産の保全およびその経済的地位の向上を図ることに努めてまいります。

1. 当組合は、中小企業等協同組合法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、その他関係法令を遵守し、自動車共済・自賠責共済の適正な販売・勧誘（普及・推進）に努めてまいります。
2. 当組合は、ご加入いただく皆様に自動車共済・自賠責共済についての重要事項を正しくご理解いただくよう努めてまいります。
3. 当組合は、ご加入いただく皆様に共済に関する知識、経験、共済加入の目的、財産状況等を総合的に勘案し、ご加入いただく皆様の意向と実状に沿った自動車共済・自賠責共済の説明に努めてまいります。
4. 当組合は、ご加入いただく皆様のご迷惑となる時間帯、場所、方法での販売・勧誘（普及・推進）はいたしません。
5. 当組合は、ご契約内容などのあらゆるお問い合わせに迅速かつ丁寧に対応いたします。
6. 当組合は、共済事故が発生した場合においては、迅速・適切・丁寧な対応と共済金等の適正なお支払いに努めてまいります。
7. 当組合は、ご加入いただく皆様のご意見・ご要望を商品開発や販売活動に活かしてまいります。
8. 当組合は、ご加入いただく皆様に関する情報を適正に管理し、ご加入いただく皆様のプライバシーを守ります。
9. 当組合は、共済金の不正取得を防止する観点から、適正な販売・勧誘（普及・推進）に努めてまいります。
10. 当組合は、この「勧誘方針」を遵守するため、健全な事業運営に取り組むとともに、組合事務局の体制整備や各種研修などにより、職員等の教育・指導に努めてまいります。

以上、この勧誘方針は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づくものです。

令和6年11月1日

（静岡県保険代理業協同組合）